



千葉労働運動

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

92.1.13 No. 3521

不当解雇無効=団体署名行動は起る

波2波1

全解雇者者の勝利判決を 自らの手で勝ちとる！！

組合員のみなさん、八五・一一第一波、八六・二第二波公判闘争が、第一波に関して昨年一月結審し、第二波スト裁判も近々のうちに結審が予定されています。

言って、七五年、八日間におわたって国鉄全線をストップさせた「スト権スト」の解雇処分が、全国で一五名であったことと比しても、解雇者数があまりにも多いということ。

まさにこの解雇攻撃は、その点においてもはなはだしい解雇権の濫用に他ならないのです。

全解雇者を奪還しようではありませんか！

名行動に全組合員は起とう！

提訴後約六年にも及ぶ闘いの全成果をかけて、解雇無効の判決を勝ちとらなければなりません。

第二に、解雇された者のほとんどが、ストライキの指令権も指導する権限もない、現場の組合役員だったこと、中には全く役職についていない者まで含まれていること、さらには処分の理由としてストの約三ヶ月前に開催された定期大会の代議員だったことを捉えて、「ストに参画し実施せしめた行為」であるとすると、驚くべき論理に貫かれていくことなどを！

さらにこの裁判闘争の過程を通し、二八名の解雇が、解雇権の濫用であることを、あますところなく明らかにしたのです。

決定的に重要な連続闘争！

争へ、一・三〇解雇撤回集会に結集しよう！

いまさら言うまでもないことですが、この解雇攻撃は国鉄・分割民営化の国鉄労働運動の解体のために、動労千葉に対する報復処分として、まさに前代未聞の不当処分であり、空前の大量不当解雇攻撃でありました。

「ストに参画し実施せしめた行為」であるとすると、驚くべき論理に貫かれていくことなどを！

さらにこの裁判闘争の過程の中で、不当労働行為の嵐が吹き荒れたことは、百件にも及ぶ労働委員会命令によっても、反論の余地なく社会的に暴かれています。

八六・一一第二波
ストライキ
公労法解雇公判

日 時 一月二〇日(月) 一三時より
集 合 千葉地裁一階ロビー 一二時四五分

われわれは、この裁判闘争の決定的局面に際して、広範な労働者・労働組合の支援と声を結集しなければなりません。

「幹部責任」「指導責任」以外例がなく、判例上も「幹部責任以外は問えない」とする解釈がとられてきました。

この情勢をさらに拡大し、清算事業団闘争の勝利へと引き継ぐ意味においても、この公判闘争の帰趨は決定的に重要です。

全力で結集しよう！

第一波・第二波スト
公労法解雇公判闘争勝利！

再度訴えようではないか！

この解雇攻撃の特徴がどういふことなのか！

第一は、その規模から

公労法解雇公判闘争勝利！

日 時 一月二〇日(木) 一三時
場 所 千葉県自治会館